

刑事訴訟法の再審規定改正にむけた審議促進を求める意見書

再審制度は、刑事訴訟法第435条に定めるとおり、「有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のため」存在し、特に近年国民の関心の高い冤罪を防ぐ観点からも重要なものである。

こうした観点から平成28年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第9条第3項において再審制度の在り方について検討することが求められている。これを受け、平成29年、最高裁判所、法務省、警察庁、日本弁護士会で構成する刑事手続きに関する協議会が設けられた。しかし「四者協議」の議事はこの間、明らかにされていない。

再審は、無辜の人々が救済される最後の砦である。無実の人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。

再審開始が認められて無罪となる過程で大きな問題がある。そのひとつは、証拠開示の問題である。再審請求では、無実を主張する弁護側から、新規・明白な無実証拠を提出することが求められる。ところが、証拠の殆どは警察・検察が持っており、それらは開示する義務はないとされている。

通常審では、刑事訴訟法の改正により、公判前整理手続きを通じて、一定の要件で証拠開示が制度化された。しかし再審における証拠開示には、規定はない。

また、再審開始決定に対する検察による不服申し立て（上訴）が許されることによって、裁判が長期化し、その結果、裁判の途上、当事者が亡くなるという悲劇も生んでいる。

このように現行刑事訴訟法の再審規定には、多くの課題、問題点があり、無辜の人を誤った裁判から迅速に救済するためには、刑事訴訟法の改正が必要であると考える。

よって、国におかれては、国民の権利と自由を守るためにも、新しい時代の刑事司法制度の確立に向け、関係各界とも協力し、再審制度のよりふさわしい在り方について十分議論を深めていただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年（令和3年）6月23日

高砂市議会